

○ 訂正請求・利用停止請求

【個情90条（旧行個（旧独個）27条）関係】

【個情98条（旧行個（旧独個）36条）関係】

40	答申17（独個）3，4 （3号）「本人に係る特定ホームページの過去ログ等の不訂正決定に関する件」 （4号）「本人に係る特定ホームページの過去ログ等の利用不停止決定に関する件」 ・ 掲示板への記述につき、投稿者の自由な主観そのものであり、27条により訂正を行うことが可能な「事実」に当たらないとしたもの ・ 今後不服申立人から訴訟が提起される等の可能性がないとはいえない事情の下で、不服申立人に係る個人情報を引き続き保有することは、法3条2項の「保有の制限」の規定に抵触するものとは認められないとしたもの	2 訂正又は利用停止の要否について （1）訂正請求について ウ 訂正請求対象情報該当性 （イ）当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、当該掲示板等（A学会の年次大会で示したOHPを含む。）は、a教官が、一般の人と、合成製品と非合成製品の有害性の比較や合成製品・非合成製品問題に関する様々な学術的な見解等について自由な意見交換等を行うために設けたものであり、投稿者が自分の考えや主観をそのまま表現するものであることから、これらの掲示板等の記述内容（メールアドレス等の特定の記述部分を除く。）は、横浜国立大学の管理外のところで、a教官はもちろんのこととして、掲示板に参加する不特定多数の者が、自由に忌憚なく自己の感情、意見、特定の個人に対する批評、評価や判断等について、雑多に書き込みをしたものであると認められる。 すなわち、本件掲示板等は、もともとは、投稿者の思考そのものを自由に記述（表記）するため、あるいは、自由に記述（表記）された投稿者の思考をそのまま掲載するためのものであると言え、このため、投稿者が書き込みをして本件掲示板等といった記述されれば、投稿者本人が訂正しない限り、第三者が、掲載された内容に誤りがある等を理由として訂正ができるという性質のものではない。 これらのことを踏まえて判断すると、本件掲示板等の記述（メールアドレス等の特定の記述部分を除く。）は、投稿者の自由な主観そのものであり、異議申立人が訂正を求める（i）異議申立人を精神障害者扱いする記述（表記）、（ii）異議申立人をストーカー扱いする記述（表記）、及び（iii）異議申立人を犯罪者扱いする記述（表記）の三つのカテゴリーの記述（表記）については、独立行政法人等個人情報保護法27条により訂正を行うことが可能な「事実」に当たると解することはできない。 （2）利用停止請求について ウ 利用目的との関係 （ウ）保有の制限（法3条2項） 独立行政法人等個人情報保護法3条2項では、「独立行政法人等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない」とされているところ、異議申立人は、「異議申立人に対する訴訟のための、本件対象保有個人情報の保存・管理であれば、a教官の提起した異議申立人に対する民事訴訟や刑事訴訟については、既に決着が
----	--	---

		ついたのであるから、本件対象保有個人情報保有する必要はなく、速やかに訂正、削除、抹消などをすべきである」旨の主張をしているところであり、異議申立人の主張は、この同法3条2項の「保有の制限」との関係を指摘するものと解される。 しかしながら、横浜国立大学は、平成13年10月及び11月にa教官が異議申立人を相手に提起した訴訟のためではなく、平成16年2月に提起された異議申立人からの同大学に対する訴訟（本件の訂正又は利用停止の請求時には係属中）対応のために本件対象保有個人情報を保有しているものであるから、そもそも、異議申立人の主張には理由がない。 また、異議申立人は、「仮に、横浜国立大学が当方の提起した訴訟に関しての保存・管理を主張するなら、それは、異議申立人が裁判所に提出した甲号証の写しを保存・管理すれば足りるはずであり、横浜国立大学がこれと別個に情報を所有・管理する必要性はない」旨の主張もするが、横浜国立大学が、異議申立人が裁判所に提出した甲号証の写しとは別個に、a教官から本件対象保有個人情報を取得して、全体の経緯等を踏まえて反論の主張を検討することはごく自然かつ正当なものであり、そのような利用目的のために本件対象保有個人情報を保有しているものであるから、「利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有している」とは認められない。 ところで、異議申立人が横浜国立大学に対して提起した訴訟については、本件諮問事件の審議途上である平成17年11月に東京高等裁判所の判決が出て、その内容が同年12月8日に確定したことによって、異議申立人の同大学への訴えには理由がないことが確定したところであり、したがって、このことを踏まえれば、もはや横浜国立大学は本件対象保有個人情報を保有する必要がないとも考えられ、それにもかかわらず本件対象保有個人情報を保有し続けるということが、独立行政法人等個人情報保護法3条2項の「利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有しているもの」と解されるかどうかについても、問題となるところである。 この点について、諮問庁は、口頭説明において、「今、当大学が訴えられている件については、平成17年12月8日に確定して、一応、終結している。今後、当大学の側から何らかの訴訟を起こすということは全くない。しかしながら、今後、相手側がどのような形でどのような動きをされるのかは、全く、本学としては不明であり、新たな切り口で今後何らかの動きがあるのか、ないのかという懸念は残っているため、引き続き、本件対象保有個人情報を保有する必要があると考えている。今後、一連の騒動に関して、本学又は本学の関係者に対して、異議申立人が訴訟を提起しないとの確約が成り立てば、本件対象保有個人情報を廃棄するということも考えられる」旨の説明をしているところである。 これまでの経緯を踏まえれば、諮問庁の説明するこのような懸念は正当なものと解され、このことを理由として本件対象保
--	--	--

		有個人情報を引き続き保有することが、法3条2項の「保有の制限」の規定に抵触するものとは認められない。 エ 名誉を毀損する情報との関係 異議申立人は、当時のa教官のホームページ（掲示板を含む。）の内容には、一部、異議申立人の名誉を毀損する内容が含まれていたことから、本件対象保有個人情報の利用停止をする必要性は高い旨主張するが、独立行政法人等個人情報保護法には、個人の名誉を毀損する内容であれば同法に基づいて当該情報を利用停止（消去）することができるとする規定は存在しないのであるから、仮に本件対象保有個人情報の一部に異議申立人の名誉を毀損する内容が含まれているとしても、そのことが直ちに本件対象保有個人情報の利用を停止（消去）すべき理由になるとは認められない。
41	答申18（独個）4 「本人に係る診療情報の提供に関する文書の不訂正決定に関する件」 ・ 本人に係る診療情報の提供に関する文書の訂正請求に関し、不服申立人が不服申立手続において追加した予備的主張に基づき、保有個人情報の訂正をすべきであるとしたもの	1 本件対象保有個人情報について 本件対象保有個人情報は、異議申立人からの診療情報提供申請書に対して附属病院長が決定した診療情報提供の別紙に記載された保有個人情報であり、当審査会において見分したところ、当該別紙は1枚であり、上から、「情報提供の範囲等」、「情報提供する日時・場所」、「情報を提供しない理由」、「担当課」及び「備考」の欄が設けられ、「情報提供の範囲等」の欄は、診療情報提供申請書の「情報の提供を受けたい内容」欄の記載に対応して、提供を受けようとする情報の種別ごとに1から9までに区分され、それぞれ、年月日その他の記載がみられるほか、「1. 提供する」、「2. 一部提供する」又は「3. 提供しない」の選択肢がある場合には、すべて「1.」に○印が付されている。 異議申立人は、上記の本件対象保有個人情報について、 i) 「1. 診療録(外来)」の欄の存在した診療録の年月日すべてが間違っている（以下「訂正請求1」という。） ii) 「2. 診療録(入院)」の欄の「左記期間の診療録は、現在のところ、発見できておらず提供できません。」は間違っている（以下「訂正請求2」という。） iii) 「4. 手術記録」の欄の「平成4年特定月日の手術記録は、現在のところ、発見できておらず提供できません。なお、診療録(腫瘍)にコピーが存在します。」は間違っている（以下「訂正請求3」という。） として、法27条1項の規定に基づき訂正を請求している（以下、訂正請求1から3までを併せて「本件訂正請求」という。）。 3 訂正の可否について (1) 訂正請求1について イ 異議申立人は、訂正請求1に係る部分の「1. 診療録(外来)」の記載について、本件訂正請求情報が訂正されないことを前提として、「そうであるならば、提供するとした診療録外来分は、すべて削除したらい。または、期日を残したいなら入院、退院のゴム印が記されている○月○日及び○月○日等と限定して記し、入院及び退院を示す記録があると説明書きすべきと考える。」と主張している。

		この主張の後段は、訂正請求１に理由があると認められないときには、予備的に「１．診療録(外来)」の欄のうち「提供する」との記載について、訂正請求をする趣旨であると解される。法２７条３項において、訂正請求を行うことができる期間が定められていることから、この期間を経過した後に至って、新たな訂正請求をすることは許されないと考えられるが、上記の主張は、訂正請求１に係る部分と密接に関連する部分について、訂正請求１に係る部分の記載との関連において、その訂正を求めるものであるから、このような請求内容の変更は、訂正請求をすべき期間を経過した後に異議申立て後の補充意見書においてされたものではあるが、許されるものと言うべきである。 上記主張は、「提供する」との記載について、記載の追加を求めているところ、異議申立人は、本件において異議申立人が提出した診療情報提供申請書に対して、附属病院長が診療情報提供の別紙によって当該別紙に記載されたような内容の通知をしたこと自体が事実でないと主張しているのではなく、どのような診療録(外来)が存在するかということについての記載が誤りである、すなわち「１．診療録(外来)」の欄のうち、期間の記載を訂正しないとすれば、ここに記載されている期間の診療録(外来)が存在する旨記載されていることになるが、そのような記載は誤りであって、入院及び退院の日を記載した診療録(外来)が存在するから、それを提供すると限定して記載すべきである、と主張しているものと解される。当該欄のうち期間の記載の右側部分の記載内容は、提供する診療録(外来)の範囲についての情報であって、この記載には「提供する」と通知している前提として、提供する診療録(外来)が存在するという情報も含まれていると解すべきところ、どのような診療録(外来)が存在するかという事実は、法２７条１項の訂正請求の対象たる保有個人情報であると認められる。 そこで、以下、訂正の可否について検討する。 (ア) 諮問庁は、上記の異議申立人の主張に対して、「附属病院としては、できるだけ異議申立人が問題としている診療録(入院)に係る情報を提供する一環で、異議申立人が請求した診療情報提供期間が、診療録(外来)の中で入院期間として記載されていたため、当該情報を「提供する」としたものである。したがって、診療情報提供の別紙の診療録(外来)に記載されている期間は、診療録(外来)に記載された入院の期間のことであって、附属病院が現に保管している診療録(外来)に記載されている異議申立人が外来として来院した期間のことではない。」と説明している。なお、本件においては、実際に提供されたのは、諮問庁の説明するとおり、当該期間が入院期間として記載されている診療録(外来)であり、当審査会が諮問庁から当該診療録(外来)の提示を受けて確認したところ、諮問庁の説明と異なる点は見いだせなかった。 (イ) この欄の年月日の記載が、診療情報提供申請書において求められた診療録の提供範囲(期間)をそのまま転記したものであることは、上記アのとおりである。また、「２．診療録(入院)」に
--	--	--

		は、当該同一期間の診療録(入院)は発見されていないと記載されているのであるから、当該期間の診療録(入院)の存在を前提としていることになる。外来の診療期間と入院の診療期間が全く同一であるということは、通常はあり得ない事態であるから、当該期間の診療録(入院)が存在していたとすれば、同一期間の診療録(外来)が作成されることはあり得ないのであって、これらの二つの欄の記載を矛盾のないように合理的に解釈するならば、「1. 診療録(外来)」の欄の年月日の右側に「提供する」と記載されている趣旨は、左側に記載されている期間の診療録(外来)を提供するという意味合いのものではないと判断せざるを得ない。結局、この「提供する」との記載は、何らかの診療録(外来)を提供するということを意味するにすぎず、具体的にどのような診療録(外来)を提供するというのか(その前提としてどのような診療録(外来)が存在するというのか)は記載されていないと言うほかはない。 このように、「1. 診療録(外来)」の欄だけではなく、関連する他の欄の記載内容をも併せて子細に検討すれば、その記載が事実でないと認めることができないと判断できる余地があるとしても、上記のような合理的解釈が期待できない通常の場合においては、この欄の記載は、一見すると、当該欄に記載されている期間の診療録(外来)が全部存在し、それを提供するという趣旨に解されることは明らかであって、そのような事態を招くおそれが大きい記載には、著しい不備があると言わざるを得ず、実際に存在し、提供するとしていた診療録(外来)がどのような期間のものであるのか具体的に追加して記載しない限り、当該記載は事実でないと判断すべきである。 (ウ) 診療情報提供の別紙に記載された情報の利用目的は、諮問庁の説明によれば、「附属病院における診療情報提供制度において、いかなる申請があり、それに対し、附属病院がいかなる決定をしたかを記録し、証明すること」にあり、附属病院は、当該利用目的を達成するために必要な範囲内において、診療情報提供の別紙を保管しているのであり、そうだとすると、保管されている本件診療情報提供の別紙の「1. 診療録(外来)」の欄をみて、どのような診療録(外来)を提供しようとしたのかが分からないのであれば、本件対象保有個人情報の利用目的を達成することはできないと認められる。 したがって、このような利用目的に照らせば、上記のような訂正(追加)をすることは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内のものであると言うべきである。 (エ) なお、訂正の方法としては、本件においては、既に、「9. 診療録(放射線科)」の欄の特定の年が訂正されており、そこには、訂正の年月日及び職員の氏も記載されていることから、これと同様に、追加の記載をした年月日及び職員氏名を同時に記載しておけば、附属病院長が平成16年10月13日付けで通知した際の内容自体を訂正する趣旨ではないことが明らかに
--	--	---

		なる。 (オ) 以上のとおりであるから、「1. 診療録(外来)」の記載の一部を本答申の別表のとおり訂正(追加)すべきである。 (別表) <table><tr><th>訂正前</th><th>訂正(追加) 後</th></tr><tr><td> 1. 提供する 2. 一部提供する 3. 提供しない </td><td> 1. 提供する 2. 一部提供する 3. 提供しない 提供する診療録(外来)の範囲は、左記の期間の初日が入院年月日として記載されているものと及び末日が退院年月日として記載されているものである。(〇年〇月〇日、追加記載、職員氏名) </td></tr></table>	訂正前	訂正(追加) 後	1. 提供する 2. 一部提供する 3. 提供しない	1. 提供する 2. 一部提供する 3. 提供しない 提供する診療録(外来)の範囲は、左記の期間の初日が入院年月日として記載されているものと及び末日が退院年月日として記載されているものである。(〇年〇月〇日、追加記載、職員氏名)
訂正前	訂正(追加) 後					
1. 提供する 2. 一部提供する 3. 提供しない	1. 提供する 2. 一部提供する 3. 提供しない 提供する診療録(外来)の範囲は、左記の期間の初日が入院年月日として記載されているものと及び末日が退院年月日として記載されているものである。(〇年〇月〇日、追加記載、職員氏名)					
42	答申 2 1 (独個) 4 「本人に係る特定期間の診療報酬明細書の写し等の不訂正決定に関する件」 ・ 診療報酬明細書について、訂正理由がないと判断したもの	3 訂正の要否について 諮問庁は、訂正を要する事実関係が明らかにならなかったとして、訂正する義務はないと主張する。 当審査会の事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、診療報酬明細書の写しに記載されている情報は、保険医療機関が記載どおりの医療行為をしたことを理由に診療報酬の請求をしたという事実であって、そこに記載された個人情報の保険医療機関における利用目的は、自ら行った療養の給付に関する費用を保険者に請求し、その診療報酬の支払いを受けた際の当該収入の証拠書類として保管しておくことであるとのことである。 そうすると、本件対象保有個人情報に記載された内容により診療報酬の請求がされたという事実には誤りはないのであって、仮に、その請求された内容が、実際にされた治療行為と異なると思料されるものであったとしても、その是正は、診療報酬請求制度の中において図られるべきものであり、本件訂正請求が法 2 9 条に規定する保有個人情報の訂正をしなければならない理由があるものとは認められない。				
43	答申 2 1 (独個) 1 0 「本人に係る特定科診療録の不訂正決定に関する件」 ・本人に係る診療録に記載された保有個人情報の訂正請求につき、不訂正とした決定は妥当であるとしたもの	2 訂正請求について (2) 訂正請求対象情報該当性及び訂正の要否について ア 血液検査における「ヘモグロビン A 1 c」に係る検査数値の記載について (略) (ア) 訂正請求対象情報該当性について 諮問庁は、理由説明書において、当該記載部分について、そもそも血液検査上の数値自体は、医学的な「評価・判断」に関する事柄であり、訂正請求権が及ばないものであると説明する。 しかし、諮問庁は、口頭説明において、医学的な診断には、問診、診察、検査等から得た様々な情報を総合的に判断することが必要であるところ、血液検査においては、数値の検出に医				

		師が関与することではなく、臨床検査技師が血液の自動分析装置を操作することにより、自動的に検査数値が表されるものであることから、当該数値は客観性が高いものであるとしている。 このことからすれば、血液の自動分析装置を用いた検査結果の数値は、法２７条の訂正請求の対象となる「事実」に当たると認められる。 (イ) 訂正の要否について (略) 以上の諮問庁の説明を踏まえて検討すると、平成１７年９月７日の血液検査の検査結果票にヘモグロビンＡ１ｃの数値が記載されていないのは、附属病院における検査の体制によるものであって、当該記載がなかったからといって、診療録中の同日付け検査結果に記載された当該数値が改ざんされたものであるとは認められず、また、当該数値が事実と異なると判断できる具体的な根拠に基づく指摘も無いため、当該数値が事実ではないとは認められない。
44	答申２１（行個）５６ 「本人の労災認定に係る船橋労働基準監督署の調査復命書等の不訂正決定に関する件」 労働基準監督署の調査官が作成した復命書の記載内容について、訂正の対象となる「事実」ではなく、「評価・判断」に該当するとして、訂正請求対象情報該当性を否定したもの	２ 訂正請求対象情報該当性について (２) 訂正請求対象情報該当性について ア 文書１に係る訂正請求の対象部分 当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、文書１に係る訂正請求の対象部分は、いずれも、審査請求人が行った労災請求に関する調査において、労働基準監督署の調査官が業務上外の判断の根拠について詳細に記載したものであると認められる。その際、当該災害の発生から調査時点までは相当期間が経過しており、資料がほとんど存在しないため、調査官において、当時の事業場関係者からの聴取内容、医師の意見書等を通じて得られた知見を基に、総合的に評価・判断したものと認められることから、当該部分は、法２７条１項の訂正の対象となる「事実」ではなく、「評価・判断」に該当するものであると認められる。 したがって、文書１に係る訂正請求については、当該保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内か否かを検討するまでもなく、法２９条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当しないと認められる。
45	答申２２（行個）１００ 「本人の労災保険給付請求に関する審査官決定書に係る審査官収集資料の不訂正決定に関する件」 当初の利用目的を達成した後には保有する目的は、当時の記録としてあるがままの形で保存することにあるとして、訂正請求を認めなかったもの	３ 本件対象保有個人情報１について (略) (２) 請求事項１ないし請求事項５の訂正の要否 諮問庁は、本件対象保有個人情報１はその利用目的を達成しており、もはや訂正の要否を論じる対象とはなり得ないと説明する。 そこで、本件対象保有個人情報１の利用目的について、当審査会の事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件対象保有個人情報１は、労災給付不支給決定に対する審査請求の調査、審議のため、東京労働者災害補償保険審査官が作成、収集した情報であり、平成７年２月の審査官決定（棄却）により、当初の利用目的を達成しているとのことであった。審査請求人に係る労災不支給決定については、当該審査官決定後、再審査請求を経て訴訟でも争われ、同１５年の最高裁判決により確定したものの、その後も当該労災給付

		請求に関連して、請求書等の廃棄・処分通知の遅れによる不利益（同 17 年，最高裁判決）及び請求書の存否（同 19 年，最高裁判決）を争点として損害賠償請求等が提訴されていたことから、当時の経過を確認するための関係資料として、本件対象保有個人情報 1 を保存し、それらの訴訟が終結した後も審査請求人からの保有個人情報開示請求が引き続き行われているため、東京労働局において、現在も保有しているものとのことであった。 そこで検討すると、法 29 条は、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならないと規定している。 上記の諮問庁説明から、審査官決定により当初の利用目的を達成した後においては、東京労働局は、労災給付不支給決定当時の経過を確認し、審査請求人提起の関連訴訟を進行するため、本件対象保有個人情報 1 を保有していたものと解することができる。そうすると、本件対象保有個人情報 1 は、審査請求人からの開示請求に対応するために、本来の保存期間の延長がなされ、現に東京労働局において保有されているものの、その利用目的は、労災給付不支給決定当時の記録として、あるがままの形で保存することにあると解することが相当である。 上記のような利用目的で保有されていることからすると、本件対象保有個人情報 1 は、審査官決定の資料として供されたままの状態、内容で保有することが必要なものであり、その内容につき、仮に事実と異なることがあったとしても、これを理由に訂正に応じることは、本件対象保有個人情報 1 の利用目的の達成に必要な範囲を超えていると言わざるを得ない。 したがって、請求事項 1 ないし請求事項 5 の訂正請求を認めることはできない。
46	答申 22（行個） 125 「本人が特定日付け特定番号の開示決定に基づき開示を受けた文書の不訂正決定に関する件」 労働保険審査官の決定書について、記載された事項は労働保険審査官の「評価」ないし「判断」に該当するとして、不訂正妥当としたもの	2 「事実」について （略） （2）そこで、本件文書を確認すると、同文書は、労審法 18 条及び 19 条の規定に基づきなされた決定が記載された本件文書であり、そこには労働保険審査官が労働関係法令、通達等に基づき再調査を行い、労働保険に係る行政不服審査の原処分が正当か否かの判断について、同審査官が下した最終的な結論である主文及びその理由等が記載されているものと認められる。そして、本件文書に記載されている事項は、労働保険審査官がどの要件事実を取り上げ、これを認定して、記載するかということも含めて、本件文書に記載された事項の全体が一体として労働保険審査官の上記の労働保険に係る不服審査に対する「評価」ないし「判断」に該当するものと認められる。したがって、本件対象保有個人情報は、法 27 条 1 項に基づく訂正請求の対象である「事実」には該当しないものと認められる。
47	答申 22（行個） 127 「大分労働局内で本人を撮影したビデオの利用不停止決定に関する件」	2 利用停止の要否について （略） （1）適法な取得との関係 （略）

	取得, 保有の制限, 利用及び提供の制限の各要件につき判断した上で, 不停止妥当としたもの	ウ 当審査会において諮問庁から本件利用停止請求に係るビデオ（本件ビデオ）の提示を受け、内容を確認するとともに、審査請求人から別途提出を受けたビデオ（DVD）及びボイスレコーダーの内容を確認したところ、審査請求人がビデオ撮影を拒否している場面が撮影されており、その利用目的も「言った、言わないがないように撮影する。」としか説明していないことから、当該ビデオ撮影は、審査請求人の了承を得た上で撮影されたものとは言えず、また、諮問庁が主張する利用目的を的確に明示していないと認められる。 しかしながら、審査請求人の上記主張及びビデオ等の内容を考慮したとしても、諮問庁が、審査請求人の過去の言動等から庁舎における職員、来訪者等の安全確保を図り、業務の円滑かつ適正な執行を確保するため等として、ビデオ撮影が必要だったとすることには、それ相当の理由があったと認められる。また、このような事情の下にあっては、諮問庁の説明する利用目的が的確に審査請求人に明示されなかったとしても、庁舎管理権を有する処分庁が、その庁舎管理権に基づく判断によりビデオ撮影を行うことは違法又は不当な行為であるとは認められない。 したがって、本件ビデオ撮影で取得した保有個人情報については、違法又は不当に取得されたものとまでは認められない。 (2) 法3条2項（保有の制限等）との関係 (略) ウ 本件ビデオの保有について審査請求人は、本件ビデオが虚偽の目的の説明により取得され保管されていると主張するが、処分庁が、本件ビデオを撮影するときに「言った、言わないがないように撮影する。」としか説明していなかったとは言え、上記（1）を踏まえると、ビデオを保有していることが、庁舎における職員、来訪者等の安全確保を図り、業務の円滑かつ適正な執行を確保するために必要であり、また、当該撮影時に刑法犯に該当する具体的な犯罪行為等が実際に発生しなかったとしても、その後の相談対応等において何らかの犯罪行為が発生した場合に、捜査機関等に提出する関連資料として保有しておく必要があるとする諮問庁の説明は是認せざるを得ず、本件ビデオの保有が利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有しているとまでは認められない。 以上のことから、処分庁において、本件対象保有個人情報を法3条2項の規定に違反して保有しているとまでは認められない。 (3) 法8条（利用及び提供の制限）との関係 (略) イ 本件ビデオについては、処分庁のみが保有しているにすぎず、また、処分庁において、庁舎における職員、来訪者等の安全確保を図り、業務の円滑かつ適正な執行を確保する目的にのみ利用されているとの諮問庁の説明を覆すに足りる事情も認められないことからすると、本件ビデオに記録された本件対象保有個人情報は、法8条1項の規定に違反して利用及び提供しているとまでは認められない。
--	---	--

		(4) 利用停止の要否 上記(1)ないし(3)により、本件対象保有個人情報については、法36条1項1号の要件のいずれにも該当しないと認められるため、法38条に規定する「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当するとは認められない。
48	答申22(行個)137～139 「本人が阿蘇公共職業安定所に提出した離職票の不訂正決定に関する件外2件」 既に利用目的を達成したもののについて、現在の事実と異なることを理由に訂正することは、利用目的の達成に必要な範囲を超えているとして、不訂正妥当としたもの	3 訂正の要否について (略) (1) 請求事項1について 当該訂正請求に係る離職票－1及び離職票－2は、基本手当(雇用保険法13条1項)、高年齢求職者給付金(同法37条の2)及び特例一時金(同法38条1項)の受給資格の決定を受けるに当たり、公共職業安定所に提出しなければならないとされていることから、公共職業安定所長による上記雇用保険法上の給付金に関する処分の際の判断資料として用いられることを予定するものであると認められ、処分庁もこのような利用目的に従って、本件離職票を保管しているものということができる。本件においては、本件離職票等を判断資料として、基本手当に関する処分がされ、最終的には、審査請求人が申し立てた再審査請求において、同処分が取り消されているのであるから、本件離職票は既にその利用目的を達成しているということができる。 したがって、当該訂正請求に係る記載部分について、現在の事実と異なることを理由に訂正することは、同記載部分に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えていると言わざるを得ないことから、訂正しなければならない場合に該当するとは認められない。 (2) 請求事項2及び請求事項3について 当該訂正請求に係る退職届控えの写しは、雇用保険の支給に関して審査請求人の離職理由を判断するため、阿蘇公共職業安定所が保有するとともに、雇用保険の審査請求において審理するため、熊本労働局雇用保険審査官が保有しているものであると認められ、処分庁もこのような利用目的に従って、本件退職届控えの写しを保管しているものということができる。本件においても、上記(1)と同様に、本件退職届控え等を判断資料として、雇用保険の再審査請求において最終的に処分が取り消されているのであるから、本件退職届控えは既にその利用目的を達成しているということができる。 したがって、当該訂正請求に係る記載部分について、現在の事実と異なることを理由に訂正することは、同記載部分に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えていると言わざるを得ないことから、訂正しなければならない場合に該当するとは認められない。
24-41	答申24(行個)176 「本人に係る対応記録の不訂正決定に関する件」 訂正請求の対象文書は、	3 訂正の要否について (1) 本件対象保有個人情報が記載されている文書は、その体裁や内容を見ると、諮問庁が説明するように、審査請求人からの保有個人情報開示請求の申出について、当日不在であった担当者に対して趣旨を伝達し、審査請求人との手続を円滑に処理するための今後の対応

	担当者の理解に基づき趣旨伝達に必要な範囲で記載されるべきものと認められるとして、審査請求人の意に沿わない表現が用いられたとしても、それが当該文書の性格に照らして許容される範囲内のものであれば、法29条に基づく訂正義務を生じさせるものではないとした例	に資することを目的に作成されたものであると認められる。 このような当該文書の性格からすれば、当事者の発言内容及び行動を細大漏らさず記載することが要求されている文書とは認め難く、むしろ、担当者の理解に基づき趣旨伝達に必要な範囲で記載されるべき文書であると認められる。 もとより、虚偽内容を記載することが許されるものではないが、当該文書の性格に照らせば、担当者が当該文書の作成目的に照らしてふさわしい表現を取捨選択することは、当該担当者の職務上の権限内の行為と言うべきであり、その結果、審査請求人の意に沿わない表現が用いられたとしても、それが当該文書の性格に照らして許容される範囲内のものであれば、法29条に基づく訂正義務を生じさせるものではないと言うべきである。
24-42	答申24（独個）57 「CREST研究成果の出願とさきがけの選考について 調査報告書」の不訂正決定に関する件 本件訂正請求は、開示実施から1年8月余り経過していることが認められるから、法27条3項に規定する請求期限を過ぎて行われたものであることを理由として不訂正決定を行ったことは、妥当であると判断した例	2 法27条3項の請求期限について 独立行政法人等から開示を受けた保有個人情報について、訂正請求をするに当たっては、法27条3項において、開示を受けてから訂正請求を行うことができる期間を90日以内と定めている。 当審査会において異議申立書及び保有個人情報訂正請求書等を確認したところ、本件対象保有個人情報は、平成22年4月8日付けH22科振総第6-2号により開示決定され、同月23日に開示が実施されている。また、本件訂正請求は、平成24年1月12日付けの保有個人情報訂正請求書で請求されており、開示実施から1年8月余り経過していることが認められる。 したがって、処分庁が本件訂正請求につき、法27条3項に規定する請求期限を過ぎて行われたものであることを理由として不訂正決定を行ったことは、妥当であると認められる。
26-40	答申26（行個）13 「本人に係る年金加入記録の不訂正決定に関する件」 日本年金機構に対して行うべき訂正請求が誤って厚生労働大臣に行われたにもかかわらず厚生労働大臣が不訂正決定をしたところ、27条1項各号に該当しないので結論において妥当とした例	1 本件訂正請求及び原処分について (1) 本件対象保有個人情報は、異議申立人に係る年金記録であり、本件訂正請求は、日本年金機構が異議申立人に対し別途開示決定した本件対象保有個人情報のうち、国民年金記録の訂正を厚生労働大臣に対して求めたものである。 処分庁は、法29条に規定する保有個人情報を訂正しなければならない場合に該当しないとして不訂正とする原処分を行い、諮問庁も、原処分を維持すべきとしている。 (2) しかしながら、そもそも、本件は、日本年金機構になされるべき訂正請求が処分庁になされ、それが法の定める要件に適合しないことを見落とした処分庁が、不訂正決定をしてしまった事件であると認められる。本来、処分庁は、本件訂正請求書を法34条に基づき日本年金機構へ移送するか、又は本件訂正請求に際し、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律27条1項による訂正請求をすべき旨の教示を訂正請求者に行うべきであった。 2 本件特有の事情について (1) 諮問庁は、本件対象保有個人情報は、日本年金機構の開示決定に基づき開示を受けたものであり、当該訂正請求は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律27条1項に基づき、日本

		年金機構にされるべきものであったが、異議申立人が処分庁宛てに請求したことに加えて、厚生労働省職員の誤認なども重なり、同省で受け付け、訂正しない旨の決定をしてしまったものである旨説明する。 (2) 異議申立人が国民年金記録の訂正を求めている本件において、このような過誤が二重に生じてしまったのは、以下の事情によるものであると考えられる。 厚生労働大臣は、国民年金法109条の10第1項により、同法14条による記録に係る事務（当該記録を除く。）を日本年金機構に委託することとされている。同法14条の記録に係る事務とは、国民年金原簿を備え、これに被保険者の氏名、資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況、基礎年金番号その他厚生労働省令で定める事項を記録することであり、当審査会において事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該記録を除くとしている趣旨は、国民年金記録（国民年金原簿に記載された情報）そのものは、日本年金機構に委ねることなく、厚生労働大臣自らが備えるものであるとのことである。 そうすると、異議申立人が当初から処分庁に開示請求する等、適法な手続がなされた場合には、国民年金原簿に記載された情報を自ら備える厚生労働大臣が、その権限に基づき、訂正又は不訂正の決定を行うことができるものと考えられる。 よって、当審査会として、以下のように判断する。 3 本件対象保有個人情報の訂正請求対象情報該当性について 法27条1項は、何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報の訂正を請求することができるとしているが、その対象となる保有個人情報は、同項1号ないし3号に掲げるものに限りとしている。 本件対象保有個人情報は、①法による開示決定に基づき開示を受けたもの、②法22条1項の規定により事案が移送された場合において独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律による開示決定に基づき開示を受けたもの又は③法による開示決定に係るものであって法25条1項の他の法令の規定により開示を受けたもののいずれでもないことから、法27条1項各号に規定する訂正請求の対象となるものではないと認められる。 したがって、本件対象保有個人情報は、法27条1項各号に該当しないものであるから、当該情報の訂正請求につき、法29条の要件に該当しないとして不訂正とした決定については、結論において妥当である。 4 補足 当審査会の判断は上記3のとおりであるところ、本件特有の事情及び異議申立人の引き続き当審査会で審議されたい旨の主張を踏まえて、本件対象保有個人情報の訂正請求対象情報該当性及び訂正の要否について、念のため述べる。 (1)～(3) 略
27・34	答申27（行個）108 「本人の労災請求に係る不	2 訂正請求対象情報該当性等について（略）

	支給決定に関する文書の不訂正決定に関する件」 本人の労災保険給付の不支給決定に係る保有個人情報の不訂正決定について、請求対象となる「事実」に該当する情報が含まれているものと認められるが、本件対象保有個人情報は、処分庁が当該不支給決定当時の経過を確認し、当該不支給決定に対する関連訴訟の追行等に対応するために保有していたものと解され、当時の状態、内容で保有することが必要であることから、その内容が仮に事実と異なることがあったとしても、不訂正妥当と判断した例	(2) 訂正請求対象情報該当性等について (略) イ 当審査会において、諮問庁から本件対象保有個人情報の提示を受けて確認したところ、本件対象保有個人情報は、審査請求人が行った労災給付請求に対し、担当の労働基準監督署長が支給の可否を判断するために取りまとめたものであると認められる。 本件対象保有個人情報に対して審査請求人が求める訂正請求の内容は、別紙のとおり多様な内容となっており、以下の(ア)ないし(ウ)のように、訂正請求の対象である「事実」には該当しない内容も含まれてはいるものの、例えば、請求事項7において訂正を求めている診療所名や請求事項9で訂正を求めている医大の名称のように、法27条の訂正請求の対象となる「事実」に該当する情報が含まれていることが認められる。 (略) 3 「事実」に該当する情報の訂正の要否について (略) (3) 上記(2)の諮問庁の説明を踏まえると、本件対象保有個人情報については、東京労働者災害補償保険審査官による決定が行われた段階において当初の利用目的を達成しており、当初の利用目的を達成した後においては、東京労働局は、審査請求人に係る労災保険不支給決定当時の経過を確認し、審査請求人提起の関連訴訟の追行や開示請求への対応のためにこれを保有していたものと解することができる。 そうすると、本件対象保有個人情報の現時点での利用目的は、審査請求人に係る労災保険不支給決定時に用いられたままの形で保存することにあると解することが相当である。 以上のような利用目的で保有されていることからすると、本件対象保有個人情報は、審査請求人に係る労災保険不支給決定時点の状態、内容で保有することが必要なものであり、その内容につき、仮に事実と異なることがあったとしても、これを理由に訂正に応じることは、本件対象保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えているといわざるを得ない。 したがって、法29条の保有個人情報を訂正しなければならない場合に該当するとは認められないので、本件対象保有個人情報に対する訂正請求を認めることはできない。
27-35	答申27(行個)127 「後見登記等ファイルに本人に係る記録がないことを証明した登記事項証明書の交付申請書の利用不停止決定に関する件」 後見登記等ファイルに本人に係る記録がないことを証明した登記事項証明書の交付申請書に記録	2 本件対象保有個人情報の利用停止の要否について (略) (1) 適法な取得との関係 (略) ウ 検討 (ア) 本件の保有個人情報利用停止請求書及び審査請求書等によれば、審査請求人は、本件申請書は審査請求人名義で申請されているが、審査請求人本人が申請したものではなく、また、本人確認資料として添付されている審査請求人の健康保険証の写しも、本件証明書の返送先とされている特定会社に別途の目的で提出したものを悪用されたものであるとして、本件

	された保有個人情報につき、行政機関による取得後、本人の意思に基づいて作成等されたものでないことが事後に認定されたとしても、法上、その取得の適法性が失われるものということとはできないと解され、また、当該交付申請書は、当該証明書の発行を証するため等に保有しており、違法に利用等している事実はないとする諮問庁の説明も首肯できることから、法38条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」に当たらず、利用不停止としたことは妥当と判断した例	申請書は偽造されたものであり、法務局もよく確認せず、安易に本件証明書の発行に応じたのであるから、利用停止とすべきと主張しているものと認められる。 (略) (エ) 以上について検討すると、本人の住所、氏名の記載及び押印があり、本人確認資料として本人の健康保険証の写しが添付されて提出され、受け付けられた本件申請書は、適法に取得したものと認められ、取得後において、本人の意思に基づいて作成・提出されたものでないことが事後に認定されたとしても、それをもって、法上、本件対象保有個人情報の取得の適法性が失われるものということとはできないと解される。 (2) 法3条2項（保有の制限等）及び法8条（利用及び提供の制限）との関係 (略) ウ 検討 以上について検討すると、本件申請については、審査請求人も主張するとおり、本件申請書に基づき、既に本件証明書が発行されており、その発行されたことを証するため等に利用するために、本件申請書を保有しているとする諮問庁の説明は首肯でき、本件対象保有個人情報の保有がその利用目的の範囲を超えているとはいえず、処分庁において、本件対象保有個人情報を法3条2項の規定に違反して保有しているとは認められない。 また、本件申請書が本件証明書の発行を申請するためのものであり、その申請に係る本件証明書も既に発行されていることを勘案すると、法8条1項及び2項の規定に違反して利用し、又は提供している事実は存在しないとする諮問庁の説明も首肯でき、それを覆すべき事情も存しないことから、処分庁が、本件対象保有個人情報について、同条1項及び2項に違反して利用目的以外の目的のために利用、提供しているとは認められない。
27-36	答申27（行個）130 「本人に係る筆界特定手続記録の不訂正決定に関する件」 ・ 筆界調査委員等の意見書等中の本件概要等の記載について、当該意見書等の作成者である筆界調査委員等が、調査等の結果、関係者等の説明をどのように受け止めたのか等についての自らの認識を記述したものであるといえ、当該筆界調査委員	2 本件対象訂正部分の訂正請求対象情報該当性及び訂正の要否について (略) (2) 訂正請求対象情報該当性について (略) エ 本件対象訂正部分のうち、別表（9）を除く部分について検討する。 (略) (ウ) 当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、当該各部分には、本件の筆界特定に関し、①調査書等の作成者である筆界特定登記官又は筆界調査委員が、審査請求人等から説明を受けた内容等を基に、筆界特定の参考となる事項等を適宜整理・要約して表現したもの、②調査を担当した筆界調査委員が、自ら出した意見について、それに至った理由等を具体的に説明しているもの、あるいは、③筆界特定登記官が出した筆

	等の「評価・判断」に含まれるものと解されることから、法27条1項に基づく訂正請求の対象である「事実」には該当しないと判断した例	界特定の結論及びその理由の要旨が記載された筆界特定書のうち、その事案の概要及び申請者等関係者の主張の要旨、がそれぞれ記録されていると認められる。 そうすると、それらの表現の仕方や受け止め方は様々であると考えられるものの、当該各部分は、作成者である筆界特定登記官又は筆界調査委員が、調査等の結果、関係者等の説明をどのように受け止めたのか、あるいは、意見や結論を出す過程において、参考とした事情等についての自らの認識を記述したものであるといえ、これらの記述は、当該筆界特定登記官等の「評価・判断」に含まれるものと解されることから、当該部分は、法27条1項に基づく訂正請求の対象である「事実」には該当しないと認められる。
27-37	答申27（行個）153 「本人が土地家屋調査士法に基づき通知した特定土地家屋調査士の違法行為の事実についての調査及び決裁関係文書の不訂正決定に関する件」 ・ 本人からの聴取結果を記載した聴取書等に係る保有個人情報の不訂正決定について、聴取内容の要旨を記載すれば足りる箇所であっても、本人の説明等と明らかに異なる内容は訂正すべきとし、また、他の部分との文脈上のつながりを踏まえた訂正を要する部分については、審査会としては訂正後の文言を示さず、諮問庁において、答申の趣旨を踏まえて訂正すべきと判断した例	3 「事実」に該当する情報の訂正の要否について (1) 審査請求人が訂正を求める起案用紙の「3 申立内容」欄並びに平成24年8月10日、同年11月30日及び平成25年8月9日の聴取書の聴取内容要旨欄の性格について、諮問庁は、理由説明書において、「担当者が処分権者に対して申立事件の趣旨を特定するために、担当者が申立ての内容を必要な範囲で簡潔に記載すべきものであって、申立人の主張する事実を細大漏らさず記載することが必要なものではない」又は「土地家屋調査士に係る懲戒処分の当局担当者が申立人から聴取した内容について、その要旨を記載すれば足りる部分であり、申立人の供述内容を一字一句違わずに反訳すべきものではない」旨説明している。 起案用紙の「3 申立内容」欄は、起案用紙の表紙の一部であり、詳細な事実認定等は別途の頁あるいは添付文書で論じられるべきものであり、また、聴取書の聴取内容要旨欄についても、当該欄の名称が示すとおり、当日に聴取した内容を整理した上でその要旨を記載するのが通常の扱いと認められることから、上記の諮問庁の説明は是認することができる。 そうすると、起案用紙の「3 申立内容」欄及び聴取書の聴取内容要旨欄について、担当者が当該文書の作成目的に照らしてふさわしい表現を取捨選択することは、当該担当者の職務上の権限内の行為というべきであり、その結果、審査請求人の意に沿わない表現が用いられたとしても、それが当該文書の性格に照らして許容される範囲内のものであれば、法29条に基づく訂正義務を生じさせるものではないというべきである。 (略) (2) 別紙2に掲げる請求事項1について (略) イ 「3 申立内容」欄に現在記載されている内容のうち、①の項に記載されている「依頼した業務」との記載について、審査請求人は「売主（D氏）から依頼された業務」に訂正すべき旨を主張している。 現在の「依頼した業務」との記載では、測量業務を依頼したのは審査請求人であると解されることになるところ、諮問書に本件対象保有個人情報として添付されている資料並びに審査請

		求人の保有個人情報訂正請求書、審査請求書及び意見書から、審査請求人は、「審査請求人は測量業務を依頼しておらず、測量業務を依頼したのは売主である」旨を主張していたことが確認できる。 このため、現時点での「依頼した業務」との記載は、明らかに審査請求人が非違行為の通知書等で申し立てた内容（事実）と異なるものであると認められる。 また、A土地家屋調査士の懲戒処分に係る審査請求人の申立てについては、特定地方法務局から平成25年8月に「懲戒処分に該当する事実を明確に認めることができなかった」旨の回答が行われていることが認められるが、本件については、今後同様の申立てが行われる可能性も皆無ではないことから、明らかに被聴取者の主張内容・説明内容と異なる内容が記載されている部分を訂正することは、本件対象保有個人情報の利用目的の達成のためにも必要であると認められる。 したがって、当該部分は、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当すると認められるので、別紙3の1のとおり訂正すべきである。 （略） （4）別紙2に掲げる請求事項3について （略） ア 聴取内容要旨欄の項目1ないし3及び7について （ア）審査請求人は、a）平成12年5月にB地所に確定測量を依頼していないこと、b）A調査士に初めて会ったのは、平成12年5月18日であること、c）A調査士は、C不動産の詐欺行為に知って手を貸していると自分は既に説明していることを挙げ、平成24年8月10日（金）の聴取書の聴取内容要旨欄の項目1ないし3及び7について、これと異なる内容が記載されているとして、全部削除することを求めている。 諮問書に本件対象保有個人情報として添付されている資料並びに審査請求人の保有個人情報訂正請求書、審査請求書及び意見書から、確かに、上記a）ないしc）の事実を確認することができることから、聴取内容要旨欄の項目1ないし3及び7に現在記載されている内容のうち、別紙3の2に掲げる部分については、審査請求人が主張・説明する内容と明らかに異なるものであることが認められる。 本件の聴取書は、特定地方法務局が審査請求人に対して行った聴取の結果を記録しておくべきものであり、諮問庁が説明するとおり、当該聴取書は要旨を記載すればそれで足りるものであるとしても、当該欄に、明らかに被聴取者の主張内容・説明内容と異なる内容を記載することまでも許容するものではないというべきである。 また、上記（2）イ後段と同様に、明らかに被聴取者の主張内容・説明内容と異なる内容が記載されている部分を訂正することは、本件対象保有個人情報の利用目的の達成のためにも必要であると認められる。
--	--	--

		したがって、聴取内容要旨欄の項目 1 ないし 3 及び 7 の記載内容中の上記 a) ないし c) の内容と明らかに異なる別紙 3 の 2 に掲げる部分については、法 29 条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当すると認められるので、訂正すべきである。 (略) イ 聴取内容要旨欄の項目 4 について 審査請求人は、項目 4 に現在記載されている内容は、「趣旨をゆがめている」旨主張している。 項目 4 に現在記載されている内容については、全体を通して、「測量業務を依頼したのは審査請求人である」ことを前提として記載されているとも解されるが、それ自体からは、「測量業務を依頼したのは売主である」と解した上で記載されているのか、又は「測量業務を依頼したのは審査請求人である」と解した上で記載されているのか、判然としない。 仮に、項目 4 (又はその一部分) の記載につき、「測量業務を依頼したのは審査請求人である」ことを前提として記載されているのであれば、当該部分は、上記 (2) イと同様に、明らかに審査請求人が非違行為の通知書等で申し立てた内容 (事実) と異なることになるので、訂正することが必要となる。 したがって、諮問庁は、当該部分につきどちらの趣旨で記載されているのか事実を確認した上で、必要に応じて訂正すべきである。 ウ 聴取内容要旨欄の項目 5 について 項目 5 には、「この問題が決着するまで、一旦手続を留保している」旨の記載があり、当該記載からは、被聴取者である審査請求人に聴取を行った平成 24 年 8 月 10 日時点において「手続が留保されている」と解されることになる。また、「費用の関係から、この問題が決着したら手続を進めようと思う」旨の記載があり、当該記載からは、「留保しているのは、被聴取者である審査請求人である」と解されることになる。 この点に関して、審査請求人は、a) 「留保期間は簡易裁判で判決がでるまでであり、判決は既にでていて留保はない」、b) 「留保を望んでいるのは、むしろ A 調査士である」旨の主張をしているところ、諮問書に本件対象保有個人情報として添付されている資料並びに審査請求人の保有個人情報訂正請求書、審査請求書及び意見書から、審査請求人が、当日の聴取の際に、必ずしも、上記 a) 及び b) の内容を実際に説明・発言したと判断できる具体的な根拠を認めることはできない。 しかしながら、本件の聴取日より 1 年以上前の平成 23 年 4 月 19 日に簡易裁判所で判決が下されていることを踏まえると、審査請求人の主張には合理性があると認められる。 また、上記 (2) イ後段と同様に、明らかに被聴取者の主張内容・説明内容と異なる内容が記載されている部分を訂正することは、本件対象保有個人情報の利用目的の達成のためにも必要であると認められる。
--	--	---

		したがって、当該部分については、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当すると認められるので、訂正すべきである。 (略) (6) 訂正後の文言について 別紙3の2及び3に掲げる訂正すべき部分について、本答申では、訂正後の文言を示していない。 これは、当該部分は、実際には文書中の一部分であり、訂正を行うに当たっては当該部分だけの検討にとどまらず、文書中の他の部分との文脈上のつながりも踏まえて訂正を行う必要があるためである。 諮問庁においては、本答申で指摘した趣旨を踏まえて訂正すべきである。
28-28	答申28（行個）110 「本人に係る訴訟において国が提出した証拠説明書等の不訂正決定に関する件」 ・ 本件対象保有個人情報につき、文書のサイズや形状等に係る訂正の求めについては、訂正請求の対象である「事実」に該当せず、訂正請求の対象とはなり得ないものであり、また、その他の訂正の求めについては、審査請求人が提起した訴訟の終結により当初の利用目的を達成した後においては、審査請求人からの開示請求への対応のために本件対象保有個人情報を保有していたにすぎないと解され、その内容につき、仮に事実と異なることがあったとしても、これを理由に訂正に応じることは、本件対象保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えていることから、法29条の訂正をしなければならない場合に該当しないとした例	2 訂正請求対象情報該当性について (略) (2) 訂正請求対象情報該当性について (略) イ (略) (ア) 審査請求人が求める請求事項のうち、請求事項第1の1では、開示された保有個人情報が記録された文書が、B5判に縮小されているので、裁判所に提出されたA4判に訂正することを求めているところ、当該内容は、「事実」に反する情報の訂正を求めるものではないことから、訂正請求の対象とはなり得ないものである。 (略) (ウ) 請求事項第1の3では、形状が異なっているので、裁判所に提出されたものと同じものに訂正することを求めているところ、当該内容は、「事実」に反する情報の訂正を求めるものではないことから、訂正請求の対象とはなり得ないものである。 (略) 3 「事実」に該当する情報の訂正の可否について (略) (3) 上記(2)の諮問庁の説明を踏まえると、本件対象保有個人情報については、審査請求人が提起した訴訟が終結し確定した段階において当初の利用目的を達成しており、当初の利用目的を達成した後においては、東京労働局は、審査請求人からの開示請求への対応のためにこれを保有していたにすぎないものと解され、その内容につき、仮に事実と異なることがあったとしても、これを理由に訂正に応じることは、本件対象保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えているといわざるを得ない。 したがって、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、本件対象保有個人情報に対する訂正請求を認めることはできない。

28-29	答申 2 8（行個） 1 9 9 「本人の労災事故に係る申告等について厚生労働省職員に電話連絡があった旨の情報提供メールの不訂正決定に関する件」 異議申立人が厚生労働省職員と電話で話した会話、指摘、問題提起等の内容の全てを録音と合わせるべきとの訂正請求について、訂正請求書の「訂正請求の趣旨及び理由」の記載は、具体的にどの記載部分をどのように訂正すべきか明らかではないものの、異議申立人の主張を「より詳細に記載すべき」と解する余地もあながち否定できず、そのように解したとしても、対象文書は、当事者の発言内容を細大漏らさず記載することが要求されるものではなく、記載内容に特段の不足があるとは認められないことから、法 2 9 条の訂正をしなければならぬ場合に該当しないとした例	4 原処分の妥当性について (略) (2) (1) 以外の部分について (略) イ 上記 2 (1) のとおり、訂正請求書の「訂正請求の趣旨及び理由」の記載は明確かつ具体的である必要があるところ、仮に、本件訂正請求の趣旨を「本件対象保有個人情報の記載内容自体に誤りがあるので、訂正すべきである」と解することとすると、具体的にどの記載部分をどのように訂正すべきか明らかではないので、訂正請求の理由が示されているとは認められない。 ウ しかしながら、「一語一句とまでは言うつもりはないが、録音と合わせて下さい」との異議申立人の主張を「会話の内容として、もっと詳しいやり取りがされていたのであるから、詳細に記載すべきである」という趣旨のものと解する余地がないとあながち否定することもできないことから、本件では本件訂正請求の趣旨をそのように解した上で、以下、「詳細に記載すべき」部分があるか否かについて検討する。 対象文書は、上記 3 (1) の諮問庁の説明のとおり、担当職員が、所轄労働局の職員等に情報提供し、もって所轄署における今後の対応に資することを目的として作成されたものと認められ、その性格からして、当事者の発言内容を細大漏らさず記載することが要求されている文書ではなく、担当職員の理解に基づき業務上必要な範囲で記載される文書であると認められる。 そうすると、担当職員が当該文書の作成目的に照らしてその記載内容を取捨選択することは、担当職員の職務上の権限内の行為というべきであり、その結果、異議申立人の意に沿わない記載内容となっても、それが当該文書の性格に照らして許容される範囲内のものであれば、法 2 9 条に基づく訂正義務を生じさせるものではないというべきである。 そこで、当審査会において対象文書の内容を確認したところ、当該文書の性格に照らし、その記載内容に特段の不足があると認める理由はなく、「詳細に記載すべき」部分があると認める理由はないことから、上記 (1) で訂正すべきと判断した部分以外に、法 2 9 条に基づき訂正すべき部分はないと認められる。
29-33	答申 2 9（独個） 8 5 「本人に係る事案について弁護士訪問時に持参した経緯説明書の利用不停止決定に関する件」 審査請求人の答案用紙の紛失に関し、審査請求人から質問メールが送付されてきたことを受け、大学が顧問弁護士に相談する際に同弁護士に渡し	2 利用停止請求について (略) (3) 以下、本件対象保有個人情報の利用目的と提供の制限について検討する。 (略) オ 以上のような観点から提供の可否を検討すると、まず、別紙 1 については、質問事項が記載されたメールであるから、質問への対応を相談するために必要不可欠なものであつて、本件弁護士に提供したことは当然利用目的の範囲内のものである。 次に、別紙 2 ないし別紙 9 は、審査請求人から別紙 1 の質問メールの送付を受ける契機となった答案用紙の開示請求、不開示決定及び審査請求等の一連の事務処理の内容が記録されており、本

	た経緯説明書と関係資料について、一部の資料(質問メールの契機となった答案用紙の開示請求に関し、一部不開示の要否の審議資料とされた答案用紙)は、「目的外利用」に該当し、かつ、「内部利用」にも該当しないと認め、利用停止すべきと判断した例	件弁護士から適切な助言を受けるには経緯を具体的に説明する必要があったとの上記(2)イの諮問庁の説明を首肯することができるから、別紙3中の答案用紙の部分を除き、本件弁護士に提供したことは、利用目的の範囲内と認められる。 他方で、別紙3中の答案用紙は、特定年月日B開催の神戸大学情報公開・個人情報保護審査委員会の審議資料に含まれるものであるが、同答案用紙は、同委員会で一部開示の要否について審議するために審議資料とされたものである。別紙1の質問メールは、不存在により不開示決定された答案用紙の誤廃棄又は紛失に関するものであるから、その相談のために別紙3中の答案用紙を本件弁護士に提供する必要があったとは認め難く、利用目的外の提供といわざるを得ない。
30-45	答申30(独個)23 「特定事案調査委員会が特定日に本人のパソコンからコピーして持ち帰ったメールアドレスの利用不停止決定に関する件」 ・ 特定調査委員会が特定事案に係る証拠として個人のパソコンから取得したメールアドレスについて、別の複数の調査委員会でも利用されていることにつき、これらの調査委員会は同じ研究室の不正事案を調査する目的で設置されたもの等であることから、当該データをこれらの調査委員会で利用することは、当初の利用目的と相当の関連性を有するものと合理的に認められるとして、法3条3項に基づき利用目的を変更したものと判断した例	2 利用停止の要否について(略) (2) 法9条1項違反の主張について(略) イ そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、これら各調査委員会の設置の経緯、調査目的、相互の関係等について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。 (略) (オ) 以上のとおり、特定事案調査委員会A及び特定事案調査委員会Bは、同一の情報提供者からの通報に基づき設置されたものであり、特定事案調査委員会Cは、特定事案Aの調査の過程で設置されたものであって、いずれも研究室が関わった疑いのある不正事案を調査する目的で設置されたものであり、調査を担当する委員も共通していることからすると、各調査委員会の調査には相当の関連性がある。したがって、特定事案調査委員会Aで利用する目的で取得した本件対象保有個人情報を特定事案調査委員会B及び特定事案調査委員会Cで利用することは、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的と認められる範囲内であって、法3条3項に基づき利用目的を変更したので、法9条1項に違反しないと考える。 ウ 上記イの諮問庁の説明は是認できるものであり、そうすると、本件対象保有個人情報を特定事案調査委員会B及び特定事案調査委員会Cで利用することは、法3条3項により変更された利用目的の範囲内と認められるから、これが法9条1項の規定に違反するとする審査請求人の主張に理由があるとは認められない。
2-16	答申2(行個)27 「本人の申告に係る申告処理台帳の一部訂正決定に関する件」 ・ 訂正請求においては、訂正請求者は、開示を受	2 訂正請求対象情報該当性について (1) 訂正請求の対象情報について(略) イ また、訂正請求者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分(「事実」に限る。)について、②どのような根拠に基づき当該部分が事実でないかと判断し、③その結果、どのように訂正すべきかと考えているのか等について、訂正請求を受けた行政機関の

	けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）について、②どのような根拠に基づき事実でないかと判断し、③その結果、どのように訂正すべきと考えているのか等について、自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要があるところ、本件対象保有個人情報の一部については、記録された内容が明らかに事実と異なるものであると認められ、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当すると認められるので、訂正すべきであるとした例	長が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足りる内容を自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。そして、訂正請求を受けた行政機関の長が、当該訂正請求に理由があると認めるときは、法29条に基づき、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。一方、訂正請求者から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても訂正請求者が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと判断することになると解される。 (略) 3 訂正の要否について (略) (2) 別表の1欄の番号8 当審査会において、諮問書に添付された本件対象保有個人情報とともに、本件訂正請求書、審査請求書及び意見書(添付資料を含む。)の内容を確認したところ、本件対象保有個人情報のうち、申告者である審査請求人が未払賃金の支払日等について特定監督署の担当官に申し立てた内容を記録したとされている部分には、審査請求人が特定監督署の担当官にFAXにて提出した資料等に記載されている内容と異なる部分が認められる。そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁にこの点を確認させたところ、当該資料は、審査請求人が特定監督官宛てに賃金支払の流れや振込日について申し立てた内容であり、それを基に特定監督官が記録したところ、記録内容を誤っていた旨回答があった。 このため、当該部分については、記録された内容が明らかに事実と異なるものであると認められる。 また、本件については、未払賃金について申告があった事案であることから、申告者である審査請求人の主張と異なる内容が記載されている部分を訂正することは、本件対象保有個人情報の利用目的の達成のためにも必要であると認められる。 したがって、当該部分については、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当すると認められるので、訂正すべきである。
3-19	答申3(行個)67 「本人の所得税に係る再調査決定書等の不訂正決定に関する件」 本人への電話連絡依頼文書に記載された文言は、国税当局の「評価・判断」を記載したものであり、法27条1項に基づく訂正請求の対象であ	2 訂正請求対象情報該当性について (略) (2) 訂正請求対象情報該当性について (略) ウ そうすると、審査請求人への電話連絡依頼文書(本件文書1)において、処分庁の見解を伝えるため記載された別表の通番1に掲げる「複写であることの確認ができません」という文言は、『医療費につきこれを領収した者のその領収を証する書類』とは認められない旨の国税当局の「評価、判断」を記載したものと認められ、訂正請求の対象となる「事実」とは認められない。 したがって、別表の通番1に掲げる部分は、訂正の要否につい

	る「事実」には該当しないとした一方、再調査報告書で引用している同一の文言は同依頼文書を本人に送付したという再調査に係る事実の経過を記載したものに基づき、訂正請求の対象である「事実」に該当するとして上で、不訂正決定を妥当と判断した例	て検討するまでもなく、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められない。 エ これに対し、別表の通番2に掲げる部分は、再調査決定書（本文書2）において、再調査に係る事実経過の一部として、本文書1の内容である通番1に掲げる文言が引用された箇所であり、飽くまで本文書1が審査請求人に送付された事実を表すため記載された部分にすぎないことからすれば、法27条の訂正請求の対象となる「事実」に該当すると認められる。 3 訂正の要否について (略) (2) 当審査会において、本文書を確認したところ、通番2に掲げる部分には、通番1に掲げる文言が正確に転記されているものと認められ、審査請求人に送付された本文書1に当該文言が記載されていた事実を疑いを差し挟むべき事情は存しないことから、別表の通番2に掲げる部分が事実と異なると認めることはできない。 (3) したがって、別表の通番2に掲げる部分については、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められない。
3-20	答申3（独個）11 「京都市の特定施設が保有する文書で本人に対して開示決定されたものの不訂正決定に関する件」 地方公共団体の条例に基づき開示決定を受けた保有個人情報の訂正請求につき、当該情報は、法27条1項各号のいずれにも該当せず、同項に規定する訂正請求の対象となるものではないと認められることから、不訂正とした原処分は妥当である旨判断した例	2 原処分の妥当性について (略) (2) 訂正請求対象保有個人情報該当性について (略) イ 原処分1及び原処分2に係る保有個人情報訂正請求書の「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の欄には、いずれも、「開示決定通知書の文書番号」として、京都市特定文書番号が記載された上で、別紙に掲げる文書名が記載されている。当審査会において、諮問書に添付された京都市特定文書番号の文書を確認したところ、当該文書は、審査請求人が京都市個人情報保護条例に基づき行った個人情報の開示請求に対する京都市長の開示決定通知書であると認められる。 ウ そうすると、本件対象保有個人情報は、京都市の条例に基づき京都市長から開示決定を受けた保有個人情報であって、法に基づき機構から開示決定を受けた保有個人情報であるとは認められない。また、法22条1項の規定に基づいて機構から行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律2条1項に規定する行政機関の長に事案を移送し、当該国の行政機関の長から開示を受けた保有個人情報であるとも認められず、法25条に規定する他の法令の規定に基づき開示を受けた保有個人情報であるとも認められない。 エ したがって、本件対象保有個人情報は、法27条1項各号のいずれにも該当せず、同項に規定する訂正請求の対象となるものではないと認められることから、当該情報の訂正請求につき、不訂正とした原処分は妥当である。 3 審査請求人のその他の主張について (1) 審査請求人は、審査請求書及び意見書において、法33条及び3

		4条により京都市に事案の移送を行うべき旨主張するが、その移送先は、法33条においては他の独立行政法人等、法34条においては国の行政機関の長であり、移送先に地方公共団体は含まれていない。
3-21	答申3（独個）88 「本人に係る特定年月日分のカルテの不訂正決定に関する件」 患者の診療経過等の記録という利用目的の達成のため必要な情報として、把握された各情報をいかに取捨選択し、どのような用語や表現を用いて記録するかは一義的には文書の作成主体である医師等の判断に属するものと解されるところ、法人において、訂正請求された情報が「事実でない」等と判断するに足る具体的な根拠に基づく指摘やそれを根拠付ける資料の提出がなされたとはとはいえないとして、請求を認めなかった例	3 訂正の可否について（略） （2）以下、検討を行う。（略） イ 独立行政法人等が保有する保有個人情報については、その利用目的の達成のために必要な範囲で保有を認められているものである。また、もとより虚偽内容を記載することが許されるものではないが、把握された各情報をいかに取捨選択し、どのような用語や表現を用いて記録するかは、一義的には文書の作成主体である医師等の判断に属するものと解される。 ウ 本件対象保有個人情報に係る開示決定通知書において、当該保有個人情報の利用目的は「患者の診療経過等の記録のため。」とされており、諮問庁は、当該部分の記録について、上記利用目的の達成のため必要な情報として担当医がその責任において最終的に確認の上確定したものである旨説明する。 審査請求人は、当該部分に記録された内容の発言はしていない旨主張するが、法人において当該記録の内容が「事実でない」等と判断するに足る具体的な根拠に基づく指摘やそれを根拠付ける資料の提出がなされたとはとはいえず、審査請求人が求める訂正がなされなければ当該部分に記載されている情報が事実と反することとなると認め難い。 したがって、当該部分については、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められない。
4-26	答申4（行個）5034 「特定工事により本人に係る特定地番において特定日に発生したと考えられる落石事故に関する文書の不訂正決定に関する件」 処分庁において担当課への報告又は管区行政評価局への回答に係る記録として保有している保有個人情報が記録された文書は、その利用目的からすると、報告又は回答を行ったままの状態、内容で保有することが必要なものであり、その内容に	（2）以下、検討する。 ア 訂正請求書によると、本件訂正請求の趣旨は、審査請求人が虚偽の事実が記載されていると思路する部分を削除して、訂正請求書の別添を付加・挿入する形で訂正を求めているものであり、これは、法27条1項に基づく訂正請求の対象である「事実」に係る記載に対する訂正請求であると認められる。 イ 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件訂正請求の訂正の可否に係る判断について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。 文書1は、処分庁担当課に工事事故の報告を行うために、同工事の受注者からの報告を基に、発注者である特定工事事務所が作成した事故速報（第2報）に添付された工事事故の経緯等を時系列に記載したものである。 文書2は、審査請求人が関東管区行政評価局首席行政相談官室に対して行った行政相談について、同室より処分庁に対し、事実関係の確認と今後の対応方針等を求められた際に回答した資料の一部である。

	つき、仮に事実と異なることがあったとしても、これを理由に訂正に応じることは保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えていると判断した例	そうすると、本件対象保有個人情報が記録された文書は、処分庁において処分庁担当課への報告又は関東管区行政評価局首席行政相談官室への回答に係る記録として保有しており、その利用目的からすると、同課への報告又は同室への回答を行ったままの状態、内容で保有することが必要なものであり、その内容につき、仮に事実と異なることがあったとしても、これを理由に訂正に応じることは、本件対象保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えているといわざるを得ない。 ウ 当審査会において、文書1及び文書2を確認したところ、上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。 したがって、本件訂正請求については、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないことから、不訂正とした原処分は妥当である。
4-27	答申4（行個）5105 「本人に対する特定の保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書の不訂正決定に関する件」 保有個人情報の不開示決定通知書の訂正請求について、当該請求は訂正請求の体裁をとってはいえるものの、保有個人情報の内容が事実でないというのではなく、その実質は、不開示決定につき、新たな決裁手続を行い、開示するとの決定を反映した保有個人情報を作成することを求めるものであって、およそ訂正請求に理由があると認められる余地はないとした例	3 訂正の要否について (略) (2) そこで、別紙の1を確認すると、別紙の1は、法18条2項の規定に基づき文部科学大臣が行った不開示決定の内容が記載された文書であり、開示しないこととした保有個人情報の名称及び開示しないこととした理由等が記載されているものと認められる。また、訂正請求の内容は、別紙の2のとおりであることが認められる。 (3) 本件訂正請求は、訂正請求の体裁をとってはいえるものの、本件対象保有個人情報の内容が事実でないというのではなく、その実質は審査請求人が行った開示請求に対して、文部科学大臣が下した不開示決定につき、新たな決裁手続を行い、開示するとの決定を反映した保有個人情報を作成することを求めるものであって、このような訂正請求は、およそ訂正請求に理由があると認められる余地はなく、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められない。 (略) 別紙 1 本件対象保有個人情報が記録された文書 特定文書番号保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知） 2 訂正請求の内容 (1) 別紙の1の「開示をしないこととした理由」のうち、「開示請求のあった保有個人情報は、定型的・日常的な照会に関する文書として既に廃棄したため、不開示とした」に対して、「開示請求のあった保有個人情報は、定型的・日常的な照会に関する文書として既に廃棄したため、現在、対象開示請求文書に当たる特定日C付け保有個人情報開示請求書に添付された特定日A付け文部科学省担当係あて請願書を除き不開示とした」との文言に訂正せよ。 (2) 別紙の1のうち、「保有個人情報の開示をしない旨の決定について」及び「特定日C付け（特定日D受付）で開示請求のありまし

		た保有個人情報については、法１８条２項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します」に対して、「保有個人情報の開示をする旨の決定について」及び「特定日Ｃ付け（特定日Ｄ受付）で開示請求のありました保有個人情報については、法１８条１項の規定により下記のとおり開示することに決定したので通知します」との文言に訂正せよ。
5-40	答申５（行個）２７ 「本人に係る口頭意見陳述聴取結果記録書の不訂正決定に関する件」 年金の支給決定通知に係る不服審査請求において口頭意見陳述が行われ、その聴取結果記録書に対して訂正請求が行われた事案において、当該記録書の記載方法は処分庁に裁量があるものであり、また、記録書の保有目的は当該決定の経緯があるがままの形で保存することであることから、これを訂正することはその利用目的の達成に必要な範囲を超えるものであるものとして、訂正請求を認めなかった例	２ 訂正の要否について (略) (２) 訂正の要否について (略) ウ 以下検討する。 (ア) 当審査会において確認したところ、「口頭意見陳述聴取結果記録書」は、口頭意見陳述における発言の要旨を記録しているものであり、その性質上、参加者の発言全てを記録しなければならないものとは認められず、また、その記載方法も、当該記録書の作成者である処分庁の裁量に委ねられているものと認められる。 (イ) この「口頭意見陳述聴取結果記録書」について、審査請求人は、審査請求書において、その内容が事実でない旨を主張しており、審査請求人が独自に作成した議事メモを添付している。当該議事メモは、審査請求人と厚生労働省職員との間のやり取りに関する内容のものと認められるが、上記（ア）のとおり、「口頭意見陳述聴取結果記録書」の記載方法については処分庁に裁量があるものであり、その記載内容が誤っているものとして訂正するに足る客観的な証拠が、審査請求人から提示されているとまでは認められない。 (ウ) また、「口頭意見陳述聴取結果記録書」の保有目的は、口頭意見陳述における発言の要旨を記録し、社会保険審査官による決定に係る経緯を保存するものであることを踏まえれば、当該決定を行った時点で利用目的を達成しているとする諮問庁の説明に、特段不自然・不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。 (エ) 以上を踏まえると、本件訂正請求は、旧行個法２９条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められない。
6-41	答申６（独個）５７ 「本人の診療記録の不訂正決定に関する件」 「診療情報の提供等に関する指針」に基づき開示された保有個人情報について、法９０条１項各号に該当せず訂正請求の	２ 原処分の妥当性について (１) 法９０条１項における訂正請求対象保有個人情報について 法９０条１項は、何人も、自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報の訂正請求を行うことができるとしているが、その対象となる保有個人情報は、同項１号及び２号に掲げるものに限るとしており、これら各号の規定は、いずれも法による開示決定を受けた保有個人情報であることを訂正請求権行使の要件としている。 その趣旨については、制度の円滑かつ安定的な運営の観点から、

	対象となるものではないと認められ、不訂正とした原処分は結論において妥当であるとしたうえで、当該検討に時間を費やした結果不訂正決定に長期間を要することとなったことは不適切であった旨付言した例	対象となる保有個人情報を明確にし、手続上の一貫性を確保するため、訂正請求に当たって、法による開示請求・開示決定を前置させることとしたものである。 (2) 訂正請求対象保有個人情報該当性について ア 上記第3の2において、本件対象保有個人情報の開示の経緯が確認できるところ、訂正請求の対象となっている本件対象保有個人情報は、診療情報請求書により開示請求がされていることから、これは、診療情報の提供等に関する指針（以下「指針」という。）に基づく開示請求であると認められる。 イ そうすると、本件訂正請求は、指針に基づき開示された保有個人情報であって、法に基づき処分庁から開示決定を受けた保有個人情報であるとは認められない。また、法88条1項に規定する他の法令の規定に基づき開示を受けた保有個人情報であるとも認められない。 ウ したがって、本件対象保有個人情報は、法90条1項各号のいずれにも該当せず、同項に規定する訂正請求の対象となるものではないと認められることから、当該情報の訂正請求につき、不訂正とした原処分は結論において妥当である。 (略) 4 付言 諮問書に添付された資料を確認すると、処分庁は、令和5年6月29日付けの本件訂正請求を受け付けた後、指針に基づく開示である本件対象保有個人情報については訂正請求が規定されていないこと及び訂正を求める場合は改めて「個人情報開示規程に基づく診療録等の開示」に沿った申請が必要である旨審査請求人に対して通知している。また、同請求に対しては特定日C付けで不作為に係る審査請求がされ、原処分後に却下裁決がされているが、その過程で、諮問庁においても、指針に基づく開示は法令に基づく開示ではなく、法に基づく開示とは異なる制度であるため、指針に基づく開示がされた際には、法90条1項各号にて訂正請求の対象となる保有個人情報には該当しない旨通知している。 かかる場合、訂正請求に対する決定としては、法90条1項各号にて訂正請求の対象となる保有個人情報には該当しないことから不訂正となることについては上記2（2）の判断のとおりであるから、処分庁は、訂正請求者にその旨を伝えるとともに、本件と同一の診療録について訂正請求をするのであればそれに先立ち法に基づく開示請求を行うよう通知した上で、本件訂正請求の取下げがない場合は迅速に不訂正決定を行うべきであったと考えられるところ、指針に基づき開示された診療録に対する訂正請求の取扱いの検討に時間を費やした結果、訂正決定等の期限を超過し、結果として、法に基づく開示請求が再度適切に行われ、開示決定に対し速やかに訂正請求がされた場合に想定される期間より不訂正決定に長期間を要することとなった処分庁の対応は、不適正なものであったといわざるを得ず、今後は適切な対応が望まれる。
6-42	答申6（独個）81 「本人に係る面談記録等の	3 本件対象保有個人情報の利用停止の要否について (1) 本件対象保有個人情報は、審査請求人が法に基づく保有個人情報

利用不停止決定に関する件」 法58条1項1号に規定する「別表第二に掲げる法人」に該当する処分庁において、利用停止請求の対象情報が記録されたハラスメント関係の文書は法16条1項2号の要件を満たすものとして管理されており、同条3項に規定する個人データに該当するという諮問庁の説明を前提に、該当の保有個人情報を法27条に違反して第三者に提供しているとは認められず、法100条の保有個人情報の利用停止をしなければならないときに該当するとは認められないとした例	報の開示請求により処分庁から開示を受けた自己を本人とする保有個人情報であることから、法90条1項1号に該当すると認められる。 また、当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は、処分庁においては、審査請求人が在籍した特定研究科において、ハラスメント関係の文書は特定の保管場所に案件ごとにファイルにとじて管理し、特定の案件についての個人情報を含む情報を容易に検索することができるようにしていることから、法16条1項2号の「特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの」（同号の政令につき、個人情報の保護に関する法律施行令4条2項）の要件を満たし、本件対象保有個人情報は、個人情報データベース等を構成する個人情報であるといえ、法16条3項に規定する個人データに該当するものとして原処分を行ったものである旨説明する。 (2) 当審査会において、本件対象保有個人情報を確認したところ、ハラスメント相談に関して審査請求人から提出された文書及び当該ハラスメント相談を受けて作成された文書に記録された保有個人情報であると認められる。 また、処分庁における本件対象保有個人情報の取扱いに関して諮問庁は上記(1)のとおり説明するので、以下、当審査会においては、当該保有個人情報は法16条3項に規定する個人データに該当するという前提で判断を行うこととする。 (3) 諮問庁は、上記第3の2のとおり、本件対象保有個人情報につき特定府省又は特定個人Cに提供した事実は認められず、同3のとおり、本件対象保有個人情報を保存する事務用統合ファイル共有サービスは、学外からは接続不可であり、関係者以外は閲覧できない旨説明する。 また、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、本件対象保有個人情報については、審査請求人からの開示請求に対する開示以外外部への提供等を行ったことはない旨説明する。 (4) 京都大学学内における確認の結果、本件対象保有個人情報については、本件利用停止請求の前提となっている第三者への提供が行われたという事実そのものが確認できなかった旨の上記第3（理由説明書）及び上記(3)の諮問庁の説明に特段不自然・不合理な部分があるとはいえず、また、審査請求人において、本件対象保有個人情報の提供に関する本人の認識や考えられる可能性についての主張はされているものの、利用停止請求書において言及されている審査請求人の関係者の発言を含め、実際に提供が行われていたことの疎明につながり得るような具体的な根拠を示しているとはいえないこと、諮問庁における上記確認の範囲や内容が不十分であるともいえないことをも併せ考えると、当該諮問庁の説明を覆すに足る事情は認め難い。 そうであれば、京都大学において、本件対象保有個人情報を法27条1項に違反して第三者に提供しているとは認められない。 以上のことから、本件利用停止請求については、利用停止請求
--	---

		に理由があるとは認められず、法１００条の保有個人情報の利用停止をしなければならないときに該当するとは認められない。
6-43	答申６（独個）８２及び８３ 「本人の患者カルテの利用不停止決定に関する件」 法５８条１項１号に規定する「別表第二に掲げる法人」に該当する処分庁において、利用停止請求の対象情報が記録された文書のうち「メール及びこれに添付された各文書」については、法１６条３項に規定する個人データに該当せず、法２７条１項の第三者提供の制限に反することを理由とする利用停止請求の対象にならないことから、法１００条の保有個人情報の利用停止をしなければならない場合に該当するとは認められないとした例	２ 利用停止請求対象情報該当性について (略) (２) 本件対象保有個人情報は、いずれも審査請求人が法に基づく保有個人情報の開示請求により処分庁から開示を受けた自己を本人とする保有個人情報であることから、法９０条１項１号に該当すると認められる。 また、本件対象保有個人情報の法１６条３項に規定する「個人データ」該当性について、当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。 本件対象保有個人情報１が記録された患者カルテは、法１６条３項に規定する「個人データ」に該当する。 しかしながら、本件対象保有個人情報２が記録されたメール及びこれに添付された各文書については、これに含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるようにしていないことから、当該メール及びこれに添付された各文書は、いずれも「個人データ」に該当しない。 (略) (４) 本件対象保有個人情報２について 本件対象保有個人情報２が記録されたメール及びその添付ファイルの管理形態について、これに含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるようにしていない旨の上記（２）の諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められない。 諮問庁が説明する上記管理形態に照らせば、当該メール及びこれに添付された各文書は、いずれも「個人データ」に該当しないとする諮問庁の説明は首肯でき、法２７条１項の第三者提供の制限に反することを理由とする利用停止請求の対象となるとは認められない。 (略) ４ 本件対象保有個人情報２の利用停止（提供の停止）の要否について 上記２（４）における判断を踏まえると、本件対象保有個人情報２は個人データには該当せず、法２７条１項にて第三者提供が制限されている対象にならないことから、当該情報の利用停止（提供の停止）請求につき、法１００条の保有個人情報の利用停止をしなければならない場合に該当するとは認められない。